

環 整 第 4 8 7 号

令和 4 年 12 月 9 日

南部広域行政組合 理事長 古謝 景春 殿

沖縄県知事 玉城 康裕

令和 4 年度循環型社会形成推進地域計画に係る
事後評価に対する所見について（通知）

みだしのことについて、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 15（1）エ及び（2）
イの規定により下記のとおり通知します。

記

送付書類

- 1 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書に対する知事の所見
- 2 循環型社会形成推進地域計画改善計画書に対する知事の所見

（本件担当官の氏名、連絡先等）

沖縄県環境部環境整備課	課 長	久高 直治
沖縄県環境部環境整備課	一般廃棄物班 主任技師	仲村 峻
沖縄県環境部環境整備課	一般廃棄物班 技 師	名幸 由里香
電話番号：098-866-2231	Eメールアドレス：	aa035009@pref. okinawa. lg. jp

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
沖縄県南部地域	糸満市・豊見城市・与那原町・西原町・南城市・八重瀬町	平成 28 年度～令和 2 年度	平成 28 年度～令和 2 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標		現状 (割合※1) (平成 26 年度)	目標 (割合※1) (令和 3 年度) A	実績 (割合※1) (令和 3 年度) B	実績/目標※2
排出量	事業系 総排出量	22,536 t	21,691 t (-3.8%)	23,855t (5.9%)	110.0%
	1 事業所当たりの排出量	3.8 t	3.5 t (-7.9%)	2.5t (-34.2%)	71.4%
	生活系 総排出量	45,836 t	45,987 t (0.3%)	55,020t (20.0%)	119.6%
	1 人当たりの排出量	171 kg/人	143 kg/人 (-16.4%)	187kg/人 (9.4%)	130.8%
合 計 事業系生活系総排出量合計		68,372 t	67,678 t (-1.0%)	78,875t (15.4%)	116.5%
再生利用量	直接資源化量	2,673 t (3.9%)	3,416 t (5.0%)	3,597 t (4.6%)	105.3%
	総資源化量	10,700 t (15.6%)	15,157 t (22.4%)	11,117 t (14.1%)	73.3%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	- MWh	- MWh	-
最終処分量	埋立最終処分量	4,270 t (6.2%)	4,264 t (6.3%)	5,537t (29.7%)	129.9%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載。

2 各施策の実施状況
(糸豊環境美化センター)

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化	南部広域行政組合 (糸豊環境衛生課) 糸満市 豊見城市	ごみ減量の状況に応じて、有料化の金額の見直しを検討する。	R01～R02 (H28～R02)	糸満市：ごみ排出量の抑制やリサイクルの推進を図るため指定ごみ袋料金を改定した。
						<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料金改定検討</th> <th>施行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糸満市</td> <td>令和元年</td> <td>令和2年4月1日</td> </tr> </tbody> </table>
	料金改定検討	施行日				
糸満市	令和元年	令和2年4月1日				

					<p>糸満市指定ごみ袋価格改定（各 10 枚） 燃やせるごみ袋（大）200 円変更後 250 円 燃やせるごみ袋（中）150 円改定後 180 円 燃やせるごみ袋（小）100円改定後120円 燃やせないごみ袋（大）200円改定後250円 燃やせないごみ袋（中）150円改定後180円 燃やせないごみ袋（小）100円改定後120円 ※資源ごみ関係は変更なし</p> <p>・組合における事業系ごみ及び直接搬入ごみに対する本地域計画期間内及び当期間以降のごみ処理手数料改定経緯は以下のとおり。 ・令和元年7月より、料金の改正の協議を開始し、基幹的施設改造工事に伴う財政負担及び消費税増税軽減並びにごみ排出抑制のため、ごみ処理手数料改定の検討を続けた結果、令和4年4月1日より、これまでの料金を改正し10Kgにつき100円とした。</p>
12	環境教育、普及啓発	南部広域行政組合（糸豊環境衛生課） 糸満市 豊見城市	施設見学の実施、使い捨て商品の自粛及びごみ分別徹底の普及啓発	H28～R02 (H28～R02)	組合：糸満市・豊見城市の小学生を対象とした社会学習の「ごみの行方」施設見学で年間1,000名程度の社会学習を行い3Rの推進を学習している。
13	マイバッグ運動の推進	糸満市 豊見城市	レジ袋の配布・受取の自粛を推進していく	H28～R02 (H28～R02)	糸満市：ゴミ袋価格改定時にチラシを作成しマイバック利用がゴミの減量化につながることを周知した。 豊見城市：環境月間である市広報6月号（R3・R4）において減量化・資源化に向けた取組として周知を行った。
14	生ごみ処理機の普及	糸満市 豊見城市	生ごみ処理機の購入補助の実施	H28～R02 (H28～R02)	糸満市：処理容器又は処理機1基当たりの購入額の2分の1を補助し、処理容器については1基につき3,000円、処理機については1基につき20,000円を限度とする。 豊見城市：助成金額上限を処理機35,000円、処理容器4,000円、生ごみ処理菌を2,000円とし、購入金額の5分の4を助成。
15	事業系一般廃棄物の減量	糸満市 豊見城市	資源化・減量化計画の策定の推進、指導を行っていく。	H28～R02 (H28～R02)	糸満市：事業系ごみ分別ポスターを作成し配布した。 豊見城市：事業系ごみ分別ポスターを作成し配付した。

処理体制の構築、変更に関するもの	21	家庭系ごみ・事業系ごみの処理体制	南部広域行政組合（糸豊環境衛生課） 糸満市 豊見城市	現状の分別区分、収集及び処理体制を継続していく。	H28～R02 (H28～R02)	組合：施設へ搬入された家庭、事業系ごみは、適正に分別し、特に鉄類、アルミ類、銅類、古紙等については年間 350 t～750 t の資源化を実現している。 糸満市：委託業者会議を月に一度開催し、意見交換を行うことで適正に分別収集を実施する。 豊見城市：委託業者会議を月に 1 度開催し、意見交換を行うことで適正に分別収集を実施。
処理施設の整備に関するもの	1	糸豊環境美化センター（ごみ焼却施設）基幹的設備改造事業	南部広域行政組合（糸豊環境衛生課）	既存施設が老朽化していることから、施設の基幹的設備改造工事を行う。	H28～R02 (H28～R02)	施設の老朽化が進行しており、機能回復を目的とする基幹改造事業を行い延命化した。 平成 28 年度：1 号炉ガス冷却設備更新工事 平成 29 年度：2 号炉ガス冷却設備更新工事 令和元年、2 年度：高圧蒸気復水器更新工事
その他	31	再生利用品の需要拡大	南部広域行政組合（糸豊環境衛生課）	リサイクル製品の公共施設等での利用、熔融スラグの再利用	H28～R02 (H28～R02)	平成 23 年度から現在まで生成されたスラグにおいては毎年約 2,000 t を公共工事土木資材等としてほぼ全量リサイクル利用を継続できた。
	32	家電リサイクルに関する普及啓発	糸満市 豊見城市	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発	H28～R02 (H28～R02)	糸満市：ゴミの出し方ハンドブックやホームページで対象製品の処分方法を掲載している。指定引取協力店 3 社 豊見城市：市ホームページ等において指定引取場所（3 社）と引取義務外品の対応協力店（3 社）を掲載している。
	33	不法投棄対策	糸満市 豊見城市	地域パトロール、看板の設置、不法投棄防止キャンペーンの実施	H28～R02 (H28～R02)	糸満市：不法投棄が多い場所を巡回パトロールし、立て看板を設置した。広報誌などを活用し周知している。 豊見城市：不法投棄が多い場所を巡回パトロールし、立て看板や防犯カメラの設置やチラシを作成し全世帯へ配布。
	34	災害時の廃棄物処理に関する事項	南部広域行政組合（糸豊環境衛生課） 糸満市 豊見城市	災害廃棄物処理計画の策定検討	H28～R02 (H28～R02)	組合：環境省九州地方環境事務所モデル事業の支援を受け各市町村で策定する計画となっている。 糸満市：令和 2 年 6 月糸満市災害廃棄物処理計画策定済み 豊見城市：未策定

2 各施策の実施状況
(東部環境美化センター)

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績																																										
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町 東部環境衛生課	概ね5年に1回の頻度で3R推進のための適正な料金の見直しを検討	R01～R02 (H29～R02)	<p>指定ごみ袋等料金改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料金改定検討</th> <th>施行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>与那原町</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年4月1日</td> </tr> <tr> <td>西原町</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年7月1日</td> </tr> <tr> <td>南城市</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年6月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>・東部環境衛生課における事業系ごみ及び直接搬入ごみに対する本地域計画期間以前のごみ処理手数料改定経緯は以下のとおり。 ごみ処理手数料改定経緯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">ごみ処理手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和50年2月1日</td> <td>・500kg未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・501kg以上1,000kg未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・1,001kg以上2,000kg未満</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・2,001kg以上</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>昭和62年4月1日</td> <td>・1,000kgまで10kgにつき</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・1,000kg以上、500kg毎に</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>平成9年7月1日</td> <td>・10kgにつき</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>平成17年4月1日</td> <td>・10kgにつき</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月1日</td> <td>・10kgにつき</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・組合における事業系ごみ及び直接搬入ごみに対する本地域計画期間内及び当期間以降のごみ処理手数料改定経緯は以下のとおり。 ・令和元年7月より、料金の改正の協議を開始し、基幹施設改造工事に伴う財政負担及び消費税増税軽減並びにごみ排出抑制のため、ごみ処理手数料改定の検討を続けた結果、令和4年4月1日より、これまでの料金を改正し10kgにつき100円とした。</p>		料金改定検討	施行日	与那原町	令和3年度	令和4年4月1日	西原町	令和元年度	令和2年7月1日	南城市	令和元年度	令和2年6月1日		ごみ処理手数料		昭和50年2月1日	・500kg未満	300円		・501kg以上1,000kg未満	500円		・1,001kg以上2,000kg未満	800円		・2,001kg以上	1,000円	昭和62年4月1日	・1,000kgまで10kgにつき	30円		・1,000kg以上、500kg毎に	500円	平成9年7月1日	・10kgにつき	20円	平成17年4月1日	・10kgにつき	40円	平成23年4月1日	・10kgにつき	60円
		料金改定検討	施行日																																													
与那原町	令和3年度	令和4年4月1日																																														
西原町	令和元年度	令和2年7月1日																																														
南城市	令和元年度	令和2年6月1日																																														
	ごみ処理手数料																																															
昭和50年2月1日	・500kg未満	300円																																														
	・501kg以上1,000kg未満	500円																																														
	・1,001kg以上2,000kg未満	800円																																														
	・2,001kg以上	1,000円																																														
昭和62年4月1日	・1,000kgまで10kgにつき	30円																																														
	・1,000kg以上、500kg毎に	500円																																														
平成9年7月1日	・10kgにつき	20円																																														
平成17年4月1日	・10kgにつき	40円																																														
平成23年4月1日	・10kgにつき	60円																																														
12	ごみ排出抑制対策	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	マイバック運動の推進、生ごみ堆肥化容器等の補助制度の充実、生ごみの排出抑制の普及啓発	H29～R02 (H29～R02)	<p>・構成市町内大型スーパーでのレジ袋有料化は実施されていたが、令和2年7月より全国で開始されたレジ袋有料化の法改正に伴い、マイバッグの使用が浸透している。また、構成市町では、ホームページ及び広報誌を活用しごみ減量化推進のため、生ごみ処理機購入に対する奨励補助制度を設けている。 ・南城市では、助成金額上限を処理機 30,000円、処理容器 3,000円とし、購入額の10分の8以内の助成。 ・八重瀬町では、助成金額上限を処理機 30,000円、処理容器 5,000円とし、購入額の2分の1の助成。また、ダンボール堆肥化チャレンジ推進のため、堆肥基材の提供を実施している。</p>																																											

					<ul style="list-style-type: none"> ・与那原町では、助成金額上限を処理機 30,000円、処理容器 3,000円とし、購入額の2分の1の助成。また、生ごみ処理機の体験無料貸出を開始。 ・西原町では、助成金額上限を処理機 20,000円、処理容器 3,000円とし、購入額の2分の1の助成。 															
	13	環境教育・環境活動の推進	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町 東部環境衛生課	エコクラブの支援、環境活動のコーディネート、環境クリーン指導員の育成	H29～R02 (H29～R02)	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、各種イベント、活動が制限されているが、発生以前の実績は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南城市では、ボランティア美化清掃活動支援により、市民の環境美化意識の高揚を図っている。 ・八重瀬町では、河川クリーンアップ作戦を流域住民及び一般住民ボランティアを募り環境美化活動を実施している。 ・与那原町では、「地球の環境や未来について考える」児童館こどもエコクラブで清掃やリサイクル活動、発電所やごみ処理場の見学、環境活動の支援を行っている。 ・西原町では、少年団体、各種団体及び企業並びに一般参加で、ちゅら島環境清掃を実施（毎年）。 														
処理体制の構築、変更に関するもの	21	新たな資源化の推進	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町 東部環境衛生課	資源化品目の調査・検討、リサイクルルートの確保	R元～R02 (H29～R02)	<ul style="list-style-type: none"> ・東部環境衛生課では、以下のとおり、ごみ焼却施設へ持ち込まれる不燃ごみ、粗大ごみ中の有価物の資源化を継続実施している。 <p>再生利用中間資源化品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">中間資源化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度以前</td> <td>鉄分、アルミ、</td> </tr> <tr> <td>平成18年度～</td> <td>廃乾電池、廃蛍光管、鉄分、アルミ、モーター、</td> </tr> <tr> <td>平成20年度～</td> <td>廃乾電池、廃蛍光管、鉄分、アルミ、モーター、ステンレス、真鍮、銅</td> </tr> <tr> <td>平成23年度～</td> <td>廃乾電池、廃蛍光管、鉄分、ステンレス、雑金属アルミ、アルミサッシ、アルミ蓋、アルミ缶、アルミガラ、アルミスプレー缶、アルミ鋳物（上、下）アルミ鍋、モーター、電気コード、銅、銅線、銅管、真鍮（上、下）、鉛、基板（上、下）、携帯電話バッテリー等36種類</td> </tr> <tr> <td>平成25年度～</td> <td>使用済小型電子機器等の資源化開始 空瓶類の資源化開始 廃プラスチック類の資源化開始</td> </tr> <tr> <td>～令和3年度</td> <td>廃プラスチック類の資源化終了</td> </tr> </tbody> </table> <p>※廃プラスチック類については、社会情勢の影響から焼却処理に変更。</p>	中間資源化		平成17年度以前	鉄分、アルミ、	平成18年度～	廃乾電池、廃蛍光管、鉄分、アルミ、モーター、	平成20年度～	廃乾電池、廃蛍光管、鉄分、アルミ、モーター、ステンレス、真鍮、銅	平成23年度～	廃乾電池、廃蛍光管、鉄分、ステンレス、雑金属アルミ、アルミサッシ、アルミ蓋、アルミ缶、アルミガラ、アルミスプレー缶、アルミ鋳物（上、下）アルミ鍋、モーター、電気コード、銅、銅線、銅管、真鍮（上、下）、鉛、基板（上、下）、携帯電話バッテリー等36種類	平成25年度～	使用済小型電子機器等の資源化開始 空瓶類の資源化開始 廃プラスチック類の資源化開始	～令和3年度	廃プラスチック類の資源化終了
						中間資源化														
						平成17年度以前	鉄分、アルミ、													
						平成18年度～	廃乾電池、廃蛍光管、鉄分、アルミ、モーター、													
						平成20年度～	廃乾電池、廃蛍光管、鉄分、アルミ、モーター、ステンレス、真鍮、銅													
						平成23年度～	廃乾電池、廃蛍光管、鉄分、ステンレス、雑金属アルミ、アルミサッシ、アルミ蓋、アルミ缶、アルミガラ、アルミスプレー缶、アルミ鋳物（上、下）アルミ鍋、モーター、電気コード、銅、銅線、銅管、真鍮（上、下）、鉛、基板（上、下）、携帯電話バッテリー等36種類													
						平成25年度～	使用済小型電子機器等の資源化開始 空瓶類の資源化開始 廃プラスチック類の資源化開始													
						～令和3年度	廃プラスチック類の資源化終了													
22	事業者による排出抑制	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町 東部環境衛生課	分別指導の徹底、大型施設、製造業者に対する指導等の強化	R元～R02 (H29～R02)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の多い構成市町では、農業用廃プラスチック回収又は、処理先案内を2回/年程度実施。 ・東部環境衛生課では、事業系廃棄物収集事業者へ資源化可能なごみについて、搬入物の指導を行うと伴に構成市町環境担当課と連携を図っている。 															

処理施設の整備に関するもの	1	廃棄物処理施設基幹的設備改造事業	東部環境衛生課	焼却施設改造工事を行い、機能回復及び延命化を行う。	H29～H30 (H29～R02)	<p>・施設の延命化を図るため。著しく老朽化が進行している機械設備等の能力回復を目的とした基幹的施設改造工事を実施した。</p> <p>(1号炉系 事業期間：平成29年6月6日～平成29年10月20日)</p> <p>■1号ガス冷却室本体：更新 ■ガス冷却噴射ポンプ3台：更新 ■送風機：更新 (1号押込送風機、1号2次燃焼送風機、1号空冷壁送風機)</p> <p>(2号炉系 事業期間：平成30年6月15日～平成30年11月30日)</p> <p>■2号ガス冷却室本体：更新 ■公害監視装置：更新 ■送風機：更新 (2号押込送風機、2号2次燃焼送風機、2号空冷壁送風機)</p> <p>■灰出コンベア等：改修 (No. 1 及び 2 主灰出しコンベア、No. 1 及び 2 落じん灰コンベア、1号及び2号減温塔下ダストコンベア、灰バンカ)</p>												
	32	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町 東部環境衛生課	家電リサイクル法に基づき住民や事業者へ普及啓発を行う。	H29～R02 (H29～R02)	<p>構成市町ごみ出し方ポスター及びホームページでの指定取引先等の案内掲載を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南城市：指定引取場所2社、小売業者持込6社 ・八重瀬町：指定引取場所1社、小売業者持込2社 ・与那原町：指定引取場所2社 ・西原町：指定引取場所2社、小売業者持込2社 ・東部環境衛生課：住民による直接持込の場合には、処理できない旨の説明を行い、購入された家電販売店への持ち込みを案内。 												
	33	不法投棄対策	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町	監視カメラの設置、パトロールの強化、啓発活動の実施	R元～R02 (H29～R02)	<p>・南城市では、シルバー人材センターと休日や祝祭日を含む巡回パトロールの委託契約を締結したほか、立て看板を設置した。</p> <p>・与那原町では、不法投棄が多い場所を巡回パトロールしており、これまで立て看板を設置した。</p> <p>・西原町では、町内を平日、車両1台により終日パトロールを実施し、投棄物によっては警察署と連携し摘発・抑止に努めている。</p> <p>・東部環境美化センター所在地区の不法投棄巡回を3月に1回程度実施している。</p> <p>不法投棄回収量</p> <table border="1" data-bbox="1294 1029 2004 1125"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収量</td> <td>640kg</td> <td>290kg</td> <td>450kg</td> <td>540kg</td> <td>420kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上過去5年実績</p>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	回収量	640kg	290kg	450kg	540kg	420kg
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度													
回収量	640kg	290kg	450kg	540kg	420kg													

34	災害時の廃棄物処理体制の整備	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町 東部環境衛生課	災害廃棄物処理計画の策定、広域的な処理体制の構築	R元～R02 (H29～R02)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災、熊本地震や豪雨及び台風時の大規模な災害時に発生する廃棄物の広域的に適正な処理体制、連携構築を目標とし、令和元年度より環境省九州地方環境事務所主催モデル事業の支援を受け、構成市町ともに計画書策定へ取り組んでいる。現在未策定の3町は、一般廃棄物処理計画書又は、地域防災計画と整合を図り策定を計画する。 ・災害廃棄物処理基本計画策定状況 南城市：令和3年3月1日 八重瀬町：計画書→令和4年度（策定予定） 与那原町：計画書→未定。 西原町：計画書→令和5年度（策定予定） これらの計画案、計画策定を踏まえ、今後、組合で協議会を開催し、組合における大規模災害を想定した実現・現実性の高い広域的な地域防災計画を策定する予定である。 ・南部広域行政組合では、広域処理体制を組合統合前の3組合【糸満市・豊見城市清掃施設組合】【東部清掃施設組合】【島尻消防、清掃組合】間で南部地区内清掃組合相互補完協定を平成26年3月に締結。沖縄県本島11団体での一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定を令和2年5月に締結した。
----	----------------	---------------------------------------	--------------------------	---------------------	---

3 目標の達成状況に関する評価

(ごみ処理)

○排出量

事業系の排出量は目標値と比較すると総排出量が、約10%増加したことにより目標を達成できなかった。1事業所当たりの排出量は、ごみ量に影響の少ない小規模事業者数が増加したことにより目標を達成している。生活系の総排出量については、ごみ総排出量が、19.6%増により、総排出量と一人あたりの排出量の目標を達成することができなかった。よって、事業系・生活系総排出量合計についても目標に対して16.5%増と達成には至っていない。

○再生利用量

直接資源化量については、達成されている。

総資源化量については、処理後再生利用の減の影響で目標の73.3%のため達成には至っていない。

○最終処分量

目標値29.9%増により目標の達成には至っていない。

(都道府県知事の所見)

(ごみ処理)

本地域計画の目標設定は、計画期間が平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で基準年度が平成 26 年度、目標年度が令和 3 年度となっている。

○「排出量」の目標達成状況について

目標値の 67,678 トン（平成 26 年度排出量より－1.0%）に対し、実績値は 78,875 トン（平成 26 年度排出量より＋15.4%）であり、目標は達成していない。

「事業系」の排出量は、小規模事業者数の増加により 1 事業所当たりの排出量は目標を達成しているが、総排出量は目標値に対して 110% となっており、目標を達成していない。

「生活系」の排出量は、1 人当たりの排出量及び総排出量ともに目標を達成しておらず、「事業系」と比較し目標値との乖離が見受けられることから、特に「生活系」の発生抑制対策が必要と考えられる。

○「再生利用量」の目標達成状況について

目標値の 15,157 トン（排出量＋集団回収量の 22.4%）に対し、実績値は 11,117 トン（排出量＋集団回収量の 14.1%）であり、目標は達成していない。

総資源化量は、平成 26 年度の 10,700 トン（排出量＋集団回収量の 15.6%）から、令和 3 年度は 11,117 トン（排出量＋集団回収量の 14.1%）に量としては増加しているが、目標を達成できなかったことから、引き続き資源化物の回収量の増加に向けた取組等が必要と考えられる。

○「最終処分量」の目標達成状況について

目標値の 4,264 トン（最終処分率 6.3%）に対し、実績値は 5,537 トン（最終処分率 29.7%）であり、目標は達成していない。

最終処分量は、平成 26 年度の 4,270 トン（最終処分率 6.2%）から、令和 3 年度は 5,537 トン（最終処分率 29.7%）と増加しており、目標を達成できなかったことから、最終処分量の削減に向けた取組等が必要と考えられる。

本地域は、いずれの指標も目標を達成できておらず、各種施策を継続するとともに、更なる取組が必要である。

特に「排出量」の増加については、「生活系」の発生抑制対策が重要と考えられ、環境教育の実施やマイバッグ運動の推進、生ごみ処理機の普及等を継続するとともに、今後の新たな取組の検討を進めていただきたい。

様式第 10

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
沖縄県南部地域	糸満市・豊見城市・与那原町・西原町・南城市・八重瀬町	平成 28 年度～令和 2 年度	平成 28 年度～令和 2 年度

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成 26 年度)	目標 (割合※1) (令和 3 年度) A	実績 (割合※1) (令和 3 年度) B	実績/目標※2	
排出量	事業系 総排出量	22,536 t	21,691 t (-3.8%)	23,855t (5.9%)	110.0%
	1 事業所当たりの排出量				
	生活系 総排出量	45,836 t	45,987 t (0.3%)	55,020t (20.0%)	119.6%
	1 人当たりの排出量	171 kg/人	143 kg/人 (-16.4%)	187kg/人 (9.4%)	130.8%
合 計 事業系生活系総排出量合計	68,372 t	67,678 t (-1.0%)	78,875t (15.4%)	116.5%	
再生利用量	直接資源化量 総資源化量	10,700 t (15.6%)	15,157 t (22.4%)	11,117 t (14.1%)	73.3%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	- MWh	- MWh -	-
最終処分量	埋立最終処分量	4,270 t (6.2%)	4,264 t (6.3%)	5,537t (29.7%)	129.9%

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

<p>●排出量 事業系総排出量が目標値を達成できなかった要因としては、1市を除く2市3町で事業所数の増により、ごみ量が増加したと考えられるが、事業者の分別リサイクルの徹底がされず目標値の10.0%増となった。 生活系総排出量(19.6%増)及び一人あたり排出量(30.8%増)が目標値を達成できなかった要因としては、コロナ禍により外出自粛要請による自宅にいる時間が多くなったことにより通常より家庭ごみが増加した、そのごみの古紙、布類、などのリサイクル分別が徹底されなかったことが要因と考えられる。</p> <p>●再生利用量 総資源化量目標(73.3%)を達成できなかった主な理由として焼却施設処理後の溶融飛灰の山元還元処理(資源化)を最終処分に変更</p>

したことやごみ燃料化施設の火災（H31年1月）による廃止（糸満市）などにより総資源化量が減少したため達成できなかったと考える。

●最終処分量

埋立最終処分場目標（29.9%）の増で達成ができなかった主な要因としては、事業系生活系総排出量が目標値よりも多かったことが要因と考える。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和9年度まで

1、 排出量

事業系総排出量令和3年度 23,855 t → 目標値令和9年 23,204 t（2.8%減）

- ① 可燃ごみに混入する古紙、布、ビン、ペットボトル等の適正な分別とリサイクル
- ② 各市、町のホームページや広報誌により、各家庭や事業者に対して啓発を行い、分別排出を徹底させる。
- ③ 商工会などとの連携を図り事業活動における環境学習の機会を設ける。
- ④ 令和4年度よりごみ減量化を目的とした搬入手数料の見直しを行ったが、概ね5年に一度の見直し検討を行う。

生活系総排出量令和3年度 55,020 t → 目標値令和9年 52,546 t（4.7%減）

- ① 各市、町のホームページや広報誌により、各家庭や事業者に対して啓発を行い、分別排出を徹底させる。
- ② 布類、容器包装リサイクルの検討（糸満市、豊見城市）
- ③ ごみ可燃ごみ収集日の変更検討（糸満市週3回）
- ④ 令和4年度よりごみ減量化を目的とした搬入手数料の見直しを行ったが、概ね5年に一度の見直し検討を行う。

2、再生利用量

総資源化量令和3年度 11,117 t → 令和9年度目標 10,385 t（6.6%減）

（令和元年度の実績を推移した令和2年度11月策定地域計画の令和9年度の目標値を目指す。）

- ① 施設内に搬入される不燃粗大ごみの分別業務の再徹底
- ② 施設内で生成される熔融スラグの土木資材としての継続的な利用促進。
- ③ 搬入される草、木の堆肥化施設への資源化
- ④ 資源ごみ抜き取り防止パトロールの強化

3、最終処分量 令和3年度 5,537 t → 令和9年度目標 5,355 t（3%減）

最終処分場の減量化については生活系ごみの発生抑制の周知徹底を行い、焼却や破砕での中間処理での減量化を継続しながら減量を目指す。

(都道府県知事の所見)

新たな目標値は、令和2年11月27日に策定された沖縄県南部地域循環型社会形成推進地域計画（計画期間：令和3年度から令和8年度）と同じものとなっている。

○「排出量」について

事業系総排出量は、令和3年度実績の23,855トンに対し、令和9年度には23,204トンまで削減（-2.8%）する目標となっており、可燃ごみに混入する資源化物の適正な分別の推進のため、各市町のホームページや広報誌により啓発を行うこと等としている。

生活系総排出量は、令和3年度実績の55,020トンに対し、令和9年度には52,546トンまで削減（-4.7%）する目標となっており、各市町のホームページや広報誌により啓発を行うほか、糸満市や豊見城市においては布類、容器包装のリサイクルの検討を行う等としている。

○「再生利用量」について

総資源化量は、令和3年度実績の12,258トンに対し、令和9年度は10,385トンの目標（令和元年度の実績を基に設定した目標値）となっており、不燃粗大ごみ分別の再徹底や、熔融スラグの土木資材としての利用促進を継続する等としている。

○「最終処分量」について

最終処分量は、令和3年度実績の5,537トンに対し、令和9年度には5,355トンまで削減（-3%）する目標となっており、生活系ごみの発生抑制の周知徹底を行い、焼却や破砕による中間処理での減量化を継続することとしている。

特に「排出量」の増加については、「生活系」の発生抑制対策が重要と考えられる。「生活系」の増加は、コロナ禍の外出自粛要請等により自宅滞在時間が長くなったことに伴う家庭ごみの増加が要因と考えられているが、その発生抑制対策として、環境教育の実施やマイバッグ運動の推進、生ごみ処理機の普及等を継続するとともに、今後の新たな取組の検討を進めていただきたい。

なお、目標設定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には目標の見直しを行っていただきたい。